

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 第20期末 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	51,359,301	預金	138,830,872
コールローン及び買入手形	940,008	譲渡性預金	16,868,931
買現先勘定	12,750,363	コールマネー及び売渡手形	1,278,050
債券貸借取引支払保証金	2,340,089	売現先勘定	20,068,779
買入金銭債権	3,476,021	債券貸借取引受入担保金	1,172,248
特定取引資産	13,221,415	コマーシャル・ペーパー	1,775,859
金銭の信託	591,183	特定取引負債	9,608,976
有価証券	44,641,060	借入金	6,590,527
貸出金	84,736,280	外国為替	1,508,453
外国為替	2,627,492	短期社債	537,167
金融派生商品	2,277,160	社債	10,714,004
その他資産	7,797,796	信託勘定借	1,167,284
有形固定資産	1,095,977	金融派生商品	2,770,852
建物	340,016	その他負債	6,301,484
土地	623,627	賞与引当金	120,052
リース資産	4,675	変動報酬引当金	2,278
建設仮勘定	21,737	退職給付に係る負債	71,774
その他の有形固定資産	105,919	役員退職慰労引当金	557
無形固定資産	601,292	貸出金売却損失引当金	1,309
ソフトウェア	371,534	偶発損失引当金	6,622
のれん	52,547	睡眠預金払戻損失引当金	17,620
リース資産	1,823	債券払戻損失引当金	10,504
その他の無形固定資産	175,387	特別法上の引当金	3,132
退職給付に係る資産	863,217	繰延税金負債	30,923
繰延税金資産	184,594	再評価に係る繰延税金負債	59,962
支払承諾見返	8,346,878	支払承諾	8,346,878
貸倒引当金	△783,886	<b>負債の部合計</b>	<b>227,865,110</b>
投資損失引当金	△107	<b>(純資産の部)</b>	
		資本金	2,256,767
		資本剰余金	1,125,324
		利益剰余金	4,756,435
		自己株式	△8,342
		株主資本合計	8,130,185
		その他有価証券評価差額金	719,822
		繰延ヘッジ損益	△76,757
		土地再評価差額金	132,156
		為替換算調整勘定	2,346
		退職給付に係る調整累計額	169,652
		在外関係会社における債務評価調整額	△23
		その他の包括利益累計額合計	947,197
		新株予約権	94
		非支配株主持分	123,555
		<b>純資産の部合計</b>	<b>9,201,031</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>237,066,142</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>237,066,142</b>

# 連結損益計算書 第20期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>3,963,091</b>
資金運用収益	1,309,009	
貸出金利息	877,895	
有価証券利息配当金	275,393	
コールローン利息及び買入手形利息	1,426	
買現先利息	29,694	
債券貸借取引受入利息	2,431	
預け金利息	58,748	
その他の受入利息	63,419	
信託報酬	60,490	
役務取引等収益	905,575	
特定取引収益	1,017,889	
その他業務収益	393,956	
その他経常収益	276,170	
償却債権取立益	18,260	
その他の経常収益	257,910	
<b>経常費用</b>		<b>3,403,244</b>
資金調達費用	315,550	
預金利息	64,829	
譲渡性預金利息	15,436	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,149	
売現先利息	36,356	
債券貸借取引支払利息	42	
コマーシャル・ペーパー利息	3,721	
借入金利息	6,034	
短期社債利息	68	
社債利息	171,577	
その他の支払利息	16,334	
役務取引等費用	164,579	
特定取引費用	730,204	
その他業務費用	224,116	
営業経費	1,392,896	
その他経常費用	575,896	
貸倒引当金繰入額	236,491	
その他の経常費用	339,404	
<b>経常利益</b>		<b>559,847</b>
<b>特別利益</b>		<b>78,196</b>
固定資産処分益	3,938	
退職給付信託返還益	74,254	
その他の特別利益	3	
<b>特別損失</b>		<b>34,171</b>
固定資産処分損	6,585	
減損損失	27,585	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>603,872</b>
法人税、住民税及び事業税	130,079	
法人税等還付税額	△12,738	
法人税等調整額	△56,652	
<b>法人税等合計</b>		<b>60,688</b>
<b>当期純利益</b>		<b>543,183</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		12,703
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>530,479</b>

株主へステークホルダーの皆さまへ

招集通知

議決権行使方法

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

## 計算書類

### 貸借対照表 第20期末（2022年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	735,018	流動負債	1,263,252
現金及び預金	51,770	短期借入金	755,000
前払費用	3,609	未払金	2,329
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	471,278	未払費用	30,985
その他の流動資産	208,359	未払法人税等	13
固定資産	13,629,183	預り金	2,130
有形固定資産	51,168	前受収益	69
建物	18,346	賞与引当金	628
器具及び備品	589	変動報酬引当金	817
土地	32,125	1年内償還予定の社債	471,278
建設仮勘定	3	固定負債	7,495,495
その他の有形固定資産	103	社債	7,291,088
無形固定資産	6,935	長期借入金	180,000
商標権	0	繰延税金負債	1,086
ソフトウェア	3,039	退職給付引当金	10,882
その他の無形固定資産	3,895	その他の固定負債	12,438
投資その他の資産	13,571,079	<b>負債の部合計</b>	<b>8,758,748</b>
投資有価証券	2	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社株式	5,649,249	株主資本	5,605,343
関係会社長期貸付金	7,870,088	資本金	2,256,767
長期前払費用	115	資本剰余金	1,196,659
前払年金費用	29,162	資本準備金	1,196,659
その他	22,462	利益剰余金	2,158,673
		利益準備金	4,350
		その他利益剰余金	2,154,323
		繰越利益剰余金	2,154,323
		自己株式	△6,756
		評価・換算差額等	16
		その他有価証券評価差額金	16
		新株予約権	94
		<b>純資産の部合計</b>	<b>5,605,454</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>14,364,202</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>14,364,202</b>

# 損益計算書 第20期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	320,846
関係会社受取配当金	279,822
関係会社受入手数料	41,024
営業費用	43,191
販売費及び一般管理費	43,191
営業利益	277,654
営業外収益	134,724
貸付金利息	133,215
その他の営業外収益	1,508
営業外費用	136,148
支払利息	2,139
社債利息	124,259
社債発行費	4,053
その他の営業外費用	5,695
経常利益	276,230
特別利益	53,005
関係会社株式処分益	53,005
特別損失	26,627
固定資産処分損	21
関係会社株式処分損	26,606
税引前当期純利益	302,607
法人税、住民税及び事業税	△103,716
法人税等調整額	806
法人税等合計	△102,910
当期純利益	405,518

株主へのステークホルダーの皆さまへ

招集ご通知

議決権行使方法

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

監査法人	監査事務所	監査人
EY 新日本有限責任監査法人	東京事務所	高木 竜二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 竜二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中桐 徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾 充洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 崇裕

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 高木 竜二  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中桐 徹  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充洋  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤本 崇裕  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- 一 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査グループ等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 二 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社およびみずほ銀行は、一連のシステム障害に関し、金融庁より業務改善命令を受け、2022年1月17日、金融庁に対して業務改善計画を提出いたしました。監査委員会は、社外取締役のみで構成されたシステム障害対応検証委員会およびみずほ銀行の監査等委員会と連携して、再発防止に向けた取り組みが着実に実行されていることを確認しております。また、みずほ銀行は、外国為替及び外国貿易法に基づく銀行等の確認義務の履行に関し、財務省より是正措置命令を受け、その改善と法令遵守態勢の強化に取り組んでおります。監査委員会は、これらの改善・再発防止策の実行・定着状況を含め、当社グループの内部管理態勢の強化等の状況について、注意深く監視・検証してまいります。

## (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

## (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社みずほフィナンシャルグループ 監査委員会  
監査委員 月岡 隆  
監査委員 甲斐中 辰夫  
監査委員 佐藤 良二  
監査委員 平間 久顕

(注) 監査委員 月岡隆、甲斐中辰夫および佐藤良二は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上